

## 沖縄県警察用船舶の識別標識の変更について

(平成 10 年 8 月 27 日沖例規地第 1 号／務第 8 号)

改正 平成 17 年 4 月沖例規務第 4 号 令和 3 年 3 月 31 日沖例規務第 13 号  
令和 5 年 3 月 14 日沖例規地第 1 号

警察用船舶（以下「船舶」という。）の識別標識の表示については、「警察車両及び警察用船舶の識別標識等の表示について」（平成 2 年 3 月 17 日付け沖外第 186 号・沖務第 308 号・沖捜一第 243 号・沖防第 238 号・沖備一第 62 号・沖交企第 102 号）で運用してきたところであるが、このたび、警察用船舶の識別標識の変更について（平成 10 年 8 月 4 日付け警察庁丙地発第 21 号外）に基づき、全国的に警察用航空機と連携した船舶活動をより効果的に推進するため、船舶の識別標識を下記のとおり変更することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「警察車両及び警察用船舶の識別標識等の標示について」の別添 3 「船舶識別標識表示基準」は廃止する。

### 記

- 1 表示対象船舶  
沖縄県警察が保有する全船舶（水上バイク及びゴムボートを除く。）とする。
- 2 識別標識の規格等
  - (1) 識別標識は、別記 1 の「警察用船舶識別標識一覧表」のとおりとする。
  - (2) 識別標識の表示場所、規格については、別記 2 のとおりとする。
- 3 実施時期  
各船舶ごとの清潔ドック、中間検査、定期検査時等を実施するものとする。
- 4 報告  
船舶が配置された警察署の長は、識別標識を変更したときは、表示方法が判別できるように写真を添えて、地域部地域課長を経由して警察本部長に報告すること。
- 5 「警察用船舶識別標識一覧表」の活用  
各所属長は、「警察用船舶識別標識一覧表」を常備するとともに、識別標識の変更があった場合には、その都度、これを整理し、その有効活用を図ること。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日沖例規務第 13 号）

附 則（令和 5 年 3 月 14 日沖例規地第 1 号）

#### 別記 1

警察用船舶識別標識一覧表

[別紙参照]

#### 別記 2

識別標識の表示場所、規格について

[別紙参照]

様式等省略